

# 湯の華だより



2025年11月 No.117

## 九月定例会

(9月25日)

## 区議会

令和6年度豊岡市城崎町湯島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度の決算は賛成多数で認定しました。

歳入総額「5億7434万5895円」、歳出総額「5億2593万5735円」、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源1580万8000円を除いた実質収支額は3260万2160円の黒字となり、実質単年度収支は、8629万408円の黒字となっています。

### 歳入の主なもの

【温泉使用料・温泉入浴料】  
温泉使用量収入額は約6398万円で、前年度比較で約67万円、1.1%の増、宿泊人員収入額は約1億4631万円、前年度比較で約1194万円、8.9%の増、一般入浴料は約268万円の減、1日入浴料は約98万円の減、住民入浴料は約419万円の増となっています。

### 歳出の主なもの

【総務費】  
消費税及び地方消費税で約2186万円、財政調整基金積立金約9492万円となりました。

### 【温泉費】

一の湯女子洞窟風呂ろ過機取替工事605万円、泉源揚湯ポンプ及び部品予備機購入583万円などとなっています。  
(概要は次号に掲載します)

### 令和7年度豊岡市城崎町湯島財産区特別会計補正予算(第2号)

補正予算(第2号)は、原案のとおり賛成多数で可決しました。主な内容は、歳入で「前年度繰越金」を774万9千円増額、歳出で「人事異動等に伴う人件費の整理」で171万9千円の減額、「消費税額確定に伴う整理」で546万8千円の増額、「柳湯女湯壁面修繕工事」で400万円の増額となっています。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ774万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ5億4836万円となりました。

## しつもん

9月の定例会では、次のような一般質問を行いました。

質問及び答弁の趣旨は区議会広報委員会で編さんされたものです。

### 労務管理について

#### 問 垣合議員

繁忙期の休湯日を開湯し多くのご利用者にご満足をいただくことが、城崎温泉の価値を損なわない管理運営だと考えます。ご利用客のご期待に反して休湯看板を入口に掲げて済ますのは、温泉地のサービス面やホスピタリティ精神を疑われる城崎全体にとって大きなマイナス要因となりかねない事態です。

人材確保、営業サービス管理、業務シフト管理、休暇、賃金形態と社会保障など根本的な勤務形態を改革し、外湯の開湯から閉湯までの営業運営における労務管理全般を指定管理者に委託することで、休日祝日への対応等柔軟な開湯を行える外湯になると考えますが、現状と今後の労務管理について管理者の考えをお聞かせ下さい。

#### 答 門問管理者

これまで祝日やゴールデンウィーク、お盆、年末年始など繁忙期に定休日が重なる場合には、休湯せず営業を行ってまいりました。一方で、こうした臨時営業を行うためには、外湯従事者に対し長期間の連続勤務をお願いせざるを得ない状況で、労務管理上の課題となりました。このため、外湯運営の在り方について温泉委員会での協議の結果、「柳湯」及び「まんだら湯」

# 湯の華だより

は定休日に休館、他の4つの外湯は午後3時からの営業とする「時短営業」に移行しました。

なお、休館情報は、単に外湯入口に掲示するだけでなく、すべての配湯旅館や城崎温泉旅館協同組合、城崎温泉観光協会など関係機関へFAXにて事前連絡を行うとともに、財産区ホームページや防災行政無線など、各種媒体を通じて周知を図っています。しかしながら、議員ご指摘のとおり、観光地としてのホスピタリティ向上の観点からは、繁忙期にすべての外湯が営業していることが望ましいと思います。営業サービスの改善、人材の安定的な確保、一週間かかる外湯勤務職員のシフト編成業務の負担軽減などの面からも外湯の運営管理方法の見直しの検討は必要と考えています。先行事例の調査・研究を進め、より柔軟かつ持続可能な運営体制の構築に向けて、検討を深めたいと考えています。

**問** 観光地として選ばれるために

**大将議員**

城崎大橋・桃島バイパスと城崎温泉のまちづくりを考えるうえで大きな転換点を迎えている。構想によればJRと車のお客客を迎える玄関口が2ヶ所できる。外湯は観光客に街歩きをしても

らうための必須の機能である一方で、人手不足や施設の老朽化による維持管理の問題もある。現在の財政状況を踏まえ、現在の外湯の数や機能など管理者はどうあるべきと考えられるのか。

そのうえで財産区は、積極的に外湯の将来像を豊岡市や地域に示し、街歩きの楽しめる城崎をけん引する必要があると思いますがいかがでしょうか。

**答** 門間管理者

6つの外湯は、街歩きを楽しんでいたために欠かせない機能を担い、温泉地としての魅力を支える重要な観光資源であるとの認識から、6つの外湯を維持していくことが望ましいと考えています。

一方で、議員ご指摘のとおり、外湯従事者の安定的な確保、施設の老朽化、さらには建設費や維持管理費の高騰といった課題は、年々深刻さを増しています。今後は、鴻の湯や地蔵湯の改修、また貯湯タンクの更新も視野に入れ、数年以内に大きな事業が予定されており、それ以降も各外湯の維持管理・改修には多額の財政負担が見込まれます。こうした状況を踏まえ、すべての外湯を従来どおりの形で維持していくことは、必ずしも容易ではなく、より効率的かつ持続可能な運営方法について検

討していく必要があると考えています。具体的には、財源確保の在り方や管理運営体制の見直し、施設改修の規模や時期などについて、議員の皆様と十分に協議を重ねてまいりたいと考えています。その中で将来的には外湯の数や機能の在り方も、検討課題の一つとなる可能性があります。

これは、城崎温泉のまちづくり全体のブランドデザインにも関わる重要な論点であるとの認識しています。いずれにしても、「城崎温泉ブランドをしっかりと後世につなげる」という視点を大切に、必要に応じて地域の皆様のご意見も丁寧に向い、慎重かつ総合的に検討を進めてまいりたいと考えています。

**問** 脱衣場の濡れ対策

**大将議員**

外湯に行くと、脱衣場に濡れたまま浴室から上がられるお客様をよく見かけます。外国のお客様や若者はシャワーに慣れており、浴室にタオルを持って入り、体をふいて上がるといふことを体験として持っているという考えます。

濡れたままの体で脱衣場に上がることは、脱衣場の不快感や腐食に繋がります。観光客の満足度の低下になります。また、湯番さんの管理の手間や、腐食によ

る修繕の費用負担も発生します。この際、浴室にタオルを持って入るものという前提を変え、浴室からの出入口にエアシャワーを設けてはいかがでしょうか。

**答** 門間管理者

体を拭かず脱衣場に上がられ床が濡れるケースが見受けられます。浴場従事者が定期的な清掃を実施し対応していますが、混雑時には他の業務と並行して行わざるを得ず、負担が大きくなっています。床が濡れたままの状態が続くと脱衣場の腐食の進行などにもつながることもあり、できることから取り組みたいと考えています。

具体的には、ピクトグラムを活用した多言語対応掲示物の設置、「浴室内にタオルを持ち込む」行動を促す環境整備の一環として浴室内にタオル掛け用フックの設置、入浴マナーの啓発を目的とした掲示などを併せて行い、誰もが快適にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

なお、議員ご提案の「浴室前室へのエアシャワーの設置」については、他の温泉施設の事例や費用対効果などの情報収集を行い、他の方策も含め、温泉委員会にお諮りし、検討してまいりたいと考えています。

**猛暑対策**

**大将議員**

年々酷くなる夏場の猛暑ですが、財産区も外湯の温度を下げるなど暑さ対策を行っています。暑い中を温泉街に出かけて外湯巡りを楽しむのは熱中症の観点からもリスクの高い行為だと思います。

町全体が一つの宿である城崎温泉の中で、温泉街に点在する外湯を避暑スポットとして活用するために、例えば軒下にミストシャワーや給水器の設置を考えてはいかがでしょうか。

**答** 門間管理者

温泉街の熱中症予防対策は、地域全体で取り組んでいくべき課題と認識していますが、財産区としても、温泉街の魅力向上のため、できることから対応してまいりたいと考えています。

ご提案の給水器設置は、設置場所の確保に加え、機器の維持管理コスト、現在も一定の感染リスクが残る中での衛生管理上の課題などを踏まえ、現時点では慎重な検討が必要であると考えていますが、他の無料給水スポット等を参考にし、今後の猛暑対策のひとつとして、温泉委員会にお諮りしながら検討してまいりたいと思います。

一方、ミストの噴霧は冷却効

# 湯の華だより

果や視覚的な清涼感が得られるため、外湯など温泉街の各所に点在させることができれば、観光客の皆様にとって快適な避暑スポットになると考えています。

## 人手不足対策

### 問 大将議員

現在、外湯の湯番はそれぞれの外湯に2名一組で配属されていますが、必ず各外湯に男女一組が必要なのでしょうか。今後の少子高齢化の中で、湯番の確保はますます難しくなると思います。例えば、一の湯と柳湯、鴻の湯とまんだら湯のように近接する外湯を男女一組で管理し、監視カメラなどを活用することで少人数化を図ることはできないのか。法的な制約や運営上の問題点があれば教えてほしい。

### 答 門間管理者

収容人員が50人以上の5つの外湯は「甲種防火対象物」に該当し、消防法に基づき、防火管理上初期消火などの即時対応が求められており、職員の常駐が義務付けられています。一方、収容人員41人の柳湯は「乙種防

火対象物」ですが、他の外湯と同様に「不特定多数の利用者を受け入れる外湯である以上、無人化は好ましくない」との指導を消防本部より受けています。

また、運営上の観点からも、利用者の皆様に安全・安心かつ快適な入浴環境を提供することが最も重要であると考えており、そのためには、①営業時間中の衛生管理や事故防止等について厚生労働省通知の「公衆浴場における衛生等管理要領等」を遵守すること、②緊急時や災害時において、浴室や脱衣室を含む施設内で速やかに対応できる体制を整備しておくこと、③利用者に対して「おもてなしの心」を持って丁寧に対応すること、といった取り組みの確実な実施が必要であり、現在は各外湯に男女各1名以上の従事者を常駐させているところです。

したがって、今回ご提案いただいた「近接する複数の外湯を、男女1組の従事者で共同運営する」といった運営方法については、現時点では難しいものかと判断しています。

しかしながら、ご指摘のとおり、外湯の従事者確保が年々困難になってきているのも事実であり、今後の外湯運営の在り方については早急に検討すべき課題であると認識しています。

## 財産区保有山の山林の保全について

### 問 井垣議員

現在、財産区の山林は、ほぼ放置されている状態です。財産区は山に囲まれた土地で、私たちの暮らしに様々な影響が考えられます。土砂崩れや、すでに多数ある倒木が流されて大谿川を堰き止め、氾濫する恐れもあります。昨今増えている獣害を悪化させている一因でもありません。また、山の保水機能が失われ、未来においては、財産区が守るべき源泉の枯渇にも繋がります。

今までも質問に上がりましたが、財政状況により困難であると放置されてきました。財産区には、所有林の保全責任があります。まずは森林組合に相談することから、早急に進めて頂きたいです。

### 答 門間管理者

現在、財産区が所有する約74ヘクタールのスギ・ヒノキ林は、樹齢約80年を迎え、伐採の適齢期にあると推察されます。議員ご指摘のとおり、かつては財産区職員らにより間伐などの管理が行われていましたが、ここ40年ほどはほとんど手入れがなされていない状況となっています。伐採や搬出については、直営で

の対応は困難で、森林組合への委託や森林経営管理法に基づく豊岡市への委託など、外部委託の可能性を検討してまいりたいと考えています。

森林組合に伐採から搬出、売却、植林まで委託する場合、隣接所有者や県・市の道路管理者との境界立会い、国立公園内での行為届出、保安林内での伐採許可などの手続きが必要となります。また、豊岡市に委託する場合は、市が事業主体となるため、「市の実施権の設定と告示」といった手続きが必要となり、そのための現地測量や境界確定に約3000万円の費用が見込まれます。伐採による売却益がどの程度発生するかは現段階では不明であり、財産区に一定の金銭的負担が生じる可能性があります。

今後は、総務財産委員会の皆様とともに、どの方法が財産区にとって最も適切かを慎重に検討してまいります。

さらに、市所有のドローンを活用して山林の崩壊危険箇所や虫害の状況を把握し、限られた財源や人員の中でも、できる限り適切な管理を進めてまいりたいと考えています。

## 区有墓地について

### 問 久保田議員

少子高齢化やひとり暮らしの高齢者の増加など将来の墓地管理に不安を抱く方の割合は増す一方と思われれます。湯島財産区が有する磯ヶ谷墓地ならびに長崎墓地の区画数と空き区画数等の現状と、賛否両論ありますが費用面の個人負担が低い合葬墓の設置の是非を含めて、今後の区有墓地の在り方と存在意義について管理者の答弁をお願いいたします。

### 答 門間管理者

まず、管理する墓地の区画数と空き状況についてお答えいたします。

磯ヶ谷墓地は、台帳上で全247区画のうち、返却届が出され、空きが確認できる区画は31区画あります。しかし、現地を確認したところ、空き区画のほとんどは墓地の上のほうに位置し、通路も荒れ、高齢者には通行もしくい、大変不便な場所にあり、現実的に使用可能な空き区画は3区画程度です。長崎墓地は、全17区画のうち空き区画は4区画です。

財産区有墓地は、賃借料や管理費用を徴収せず、無償で区民の方に限り、お貸ししていますので、通常の維持管理は、借主の皆様にお願ひしています。

今後の区有墓地の在り方については、財産区内には寺院が所

# 湯の華だより

有する臺地のほかには公共の霊園などがなく、財産区臺地の必要性は高いものと認識してありますので、今後も維持していく必要があると考えています。

しかしながら、無償で貸与している現状であり、墓地内の山地斜面の防災工事や上水道の整備、立木伐採、通路の補修、除草等、借主の方々からの要望については、自然災害による倒木の除去などの緊急性の高い事業以外は、対応が困難な状況です。

これらに加え、今後は高齢化の進行などにより、個人での維持管理が困難となるケースが増えることも予想されますので、区有墓地の維持管理も財産区の大きな課題と認識しています。

このため、現状のまま無償で土地のみを貸与し続けるのか、あるいは管理費を徴収し有料化したうえでニーズに応じた管理体制を整えるのか、また、合葬墓が可能かどうかなど、これらの法的整理を行ったうえで、今後の管理方針について、総務財産委員会にお諮りしながら、検討を始めていきたいと考えています。

## 各外湯の湯温表示について

### 問 藤原議員

昨年に引き続き、本年も御所の湯と一の湯の湯温の設定変更

を実施しましたが利用者の方より色々なご意見、ご指摘もあり湯番さんも対応に苦慮されているように伺いました。

各外湯のサイネージ並びにインターネットの混雑状況の表示画面にそれぞれの外湯の湯温を表示してはどうかと思います。また、浴室内にも温度計を設置してはどうかと思いますが如何でしょうか。

### 答 門間管理者

御所の湯と一の湯は、夏至から秋分の日まで浴槽の設定温度を38度に下げています。

観光客と地元利用者として好みに差があり、観光客の方からは「入りやすい」「快適である」との評の声をいただき、一方で地元利用者の方々からは「湯がぬるい」とのご指摘など様々なご意見が寄せられています。

現場の従事者にとりましても、温度に関するご意見への対応に苦慮していることは承知していますが、湯あたりや熱中症など、利用者の体調管理を最優先に考えた対応を行っています。

ご提案いただきました、浴槽温度表示は、好みに合った温度の外湯を選ぶ一助となると考え、より快適な入浴環境の提供に繋がると受け止めています。

鴻の湯を除き、基本的に浴槽の温度は設定温度と一致するよ

う自動管理しておりますので、今後はその設定温度を館内のサイネージに掲示、財産区のホームページ等への掲載など、広く周知を図りたいと考えています。

置について協議しました。条例上減免の規定はないため、コロナ禍同様に条例の規定通りの対応とすることで意見が集約されました。

## 温泉 常任委員会

▼**まんだら湯での床の対応について**  
5月に発生した転倒事故への対応とその効果について報告を受けました。

▼**工事の状況及び予定について**  
地蔵湯、御所の湯の工事の進捗状況と予定について報告を受けました。

▼**ユニバーサルツーリズムについて**  
シャンプー等のボトルヘユニバーサルデザインを導入したシールの作成に向けて、専門家からの提案について協議を行い、デザインを決定しました。

▼**1日入浴券について**  
近年不正入浴の疑いがある事案が発生していることを受け、防止策を協議しました。

▼**視察研修について**  
10月27日(月)に実施する内容

総務財産常任委員会では、5月5日に区内で発生した火災のような事案で旅館が営業不能となった際の温泉利用料の減免措

## 総務財産 常任委員会

▼**委員会のつぎ**

総務財産常任委員会では、5月5日に区内で発生した火災の

について協議し、確認いたしました。

## 外湯全般について

器具機材の不具合への対応、祝祭日や長期連休期間および秋祭りにおける営業日ならびに営業時間、掲示物ならびにサイン、配湯タンクローリー車購入の検討等について協議しました。

## 区議会のつぎ

《8月》  
25日 温泉常任委員会

《9月》  
16日 総務財産常任委員会  
16日 議長・副議長・委員長会議

25日 令和7年第3回城崎町湯島財産区議会 (定例会)

《10月》  
8日 温泉常任委員会  
27日 視察研修 (神戸市みなと温泉連)

《11月》  
11日 広報委員会  
21日 温泉常任委員会

例年11月号に掲載する前年度決算の概要(グラフ等含む)は、紙面の都合により次号以降に掲載いたします。(事務局)